

愛媛県と台湾嘉義市とのスポーツ・文化・観光交流事業委託業務に係る
企画提案公募（プロポーザル）に関する質問及び回答について

質問事項	業務内容（１）少年野球チームの交流試合について
質問内容	選手及びその関係者（チームスタッフ等）の台湾への渡航費は、委託契約金額5,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）に含まれるのでしょうか？
回答	選手及びその関係者（チームスタッフ等）の台湾への渡航費は、「委託契約金額の上限」の5,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）に含まれません。